

岡山海区漁業調整委員会指示令和4年度第2号の1

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和4年8月9日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

1 禁止する水産動植物の種類

全ての種類

2 禁止する漁法

全ての漁法

3 禁止区域

瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点ア 蓬崎灯台から真方位221度 630メートルの点

点イ 点アから真方位254度30分 300メートルの点

点ウ 点イから真方位344度30分 100メートルの点

点エ 点アから真方位344度30分 100メートルの点

4 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

5 指示の有効期間

令和4年9月1日から令和8年12月31日まで

